

No. 9

令和8年（3月）

第1回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 1 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	管 理 課	1
第 2 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	障害福祉課	3

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年12月1日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月25日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

136,719円

自動車修理費及び代車費用

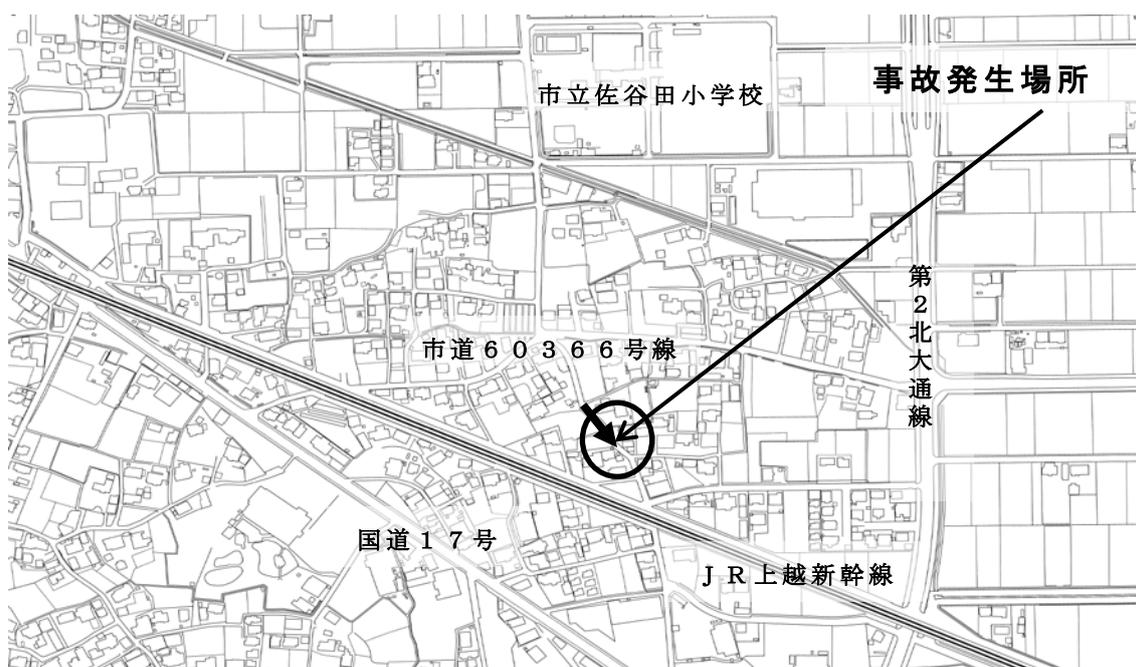
2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和7年10月19日（日）午前10時30分頃、相手方車両が市道60366号線を走行中、佐谷田608番6地先において、側溝の格子状の金属蓋の上を通過した際に当該金属蓋に下部が接触し、相手方車両を損傷させた。



報告第 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 12 月 11 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

21,323円

自動車の時価相当額及び自動車移送費

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和7年7月29日（火）午前10時15分頃、障害福祉課職員が庁用車を運転し、蓮田市桜台三丁目10番1号地先の交差点を直進したところ、相手方車両が当該交差点を右折しようとして進入してきたため、相手方車両の右前部に接触し、相手方車両を損傷させた。

